

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を小鹿野町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

高橋和夫、山口定男、山口文次、高橋巖、高橋和男、高橋勝治、強矢佐吉、強矢甚作、強矢満、強矢次男、黒沢リツ、強矢政三郎、黒田覚、高橋要太郎、富山定二、北和市、北重四郎、高橋利重、福島幸八、福島與作、山口重作、山口嘉平、高橋宇市、強矢智萬龜、山口定吉、南和藤次、高橋金作、南和十郎、幅下多重、山口喜市、保坂九重、山口甚三郎、強矢重太郎、福島作五郎、黒田佐市、嶋田トク、南小一郎、高橋米吉、南亀三郎、強矢滝十、久保道次郎、武井秀作、高橋縫作、北嘉六、高橋馬作、山口磯作、高岸太郎、南要吉、黒田常三郎、強矢要治、高橋清一、岩崎宇市、北利八、黒田ナミ、鈴木正貞、高岸ツヤ、高岸茂子、横田宗吉、山口吉衛、坂本忠雄、南左仲、松山勝哉、久保金藏、強矢伊之松、黒沢藤吉、黒沢藤作、黒田富五郎、黒田弁五郎、清水多作、南音作、南長平、武井鍋十、武井鍋重、磯田縫五郎、南甚藏、福島丑五郎、富山久志、藤井福治、高橋覺一、高岸修市

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十七年三月二十日付埼玉県告示第百六十八号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。